

第1回 持続可能性有識者委員会 議事要旨

I 開催概要

1 日時

2023年10月23日（月）10:00～12:00

2 場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 4階大会議室
（横浜市中区住吉町1-13 松村ビル本館）
（Web会議システムを併用）

3 出席者（氏名 五十音順）

ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子 委員長
損害保険ジャパン株式会社 経営企画部 シニア アドバイザー、放送大学 客員教授 関 正雄 委員
国立大学法人 東京大学大学院 農学生命科学研究科（未来ビジョン研究センター兼任） 准教授 橋本 禅 委員
一般財団法人 CSO ネットワーク 事務局長・理事 長谷川 雅子 委員
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー（サステナビリティ） 吉高 まり 委員

4 定足数

総委員数 5名
出席委員数 5名

5 配布資料

次第

委員名簿

資料1 持続可能性有識者委員会 設置規程

資料2 AIPH 規則等（サステナビリティ関係）の要求事項と対応の方向性について

資料3 サステナビリティ戦略・実施計画の方向性について

資料4 持続可能性に配慮した調達コードの方向性について

参考資料1 GREEN×EXPO 2027 パンフレット（2023年10月時点。席上配布のみ）

参考資料2-1 【日本語仮訳】AIPH 規則 付属書 X サステナビリティ（2023）

参考資料2-2 【英語原文】AIPH 規則 付属書 X サステナビリティ（2023）

参考資料2-3 サステナビリティに関する大阪・関西万博、東京オリパラの事例

II 議 事

1 持続可能性有識者委員会の設置について

- 「資料1 持続可能性有識者委員会 設置規程」の第1条に基づき、2023年10月23日付で持続可能性有識者委員会（以下「委員会」という。）を設置した。
- 設置規程 第2条のとおり、委員会は、「2027年国際園芸博覧会における持続可能性の取組と魅力の向上のため、専門的視点から意見及び提案を行う」ことを目的とする。
- 設置規程 第3条第3項に基づき、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会が崎田 裕子 委員を委員長に指名した。

- 「参考資料1 GREEN×EXPO 2027 パンフレット」のp.8に「プラネタリー・バウンダリー」の説明があるが、その概念にない項目も記載されているので、整理していただきたい。
- パンフレットのpp.12-13の会場図に記載のある「Kids Village」について、ファミリー向けの印象を受ける。昨今は企業のZ世代への関心や、高校生・大学生の自然資本への意識の高まり等を踏まえ、ユースのグリーンビジネスや自然資本に関する発表の機会を設けるなど、次世代のユースも参加できるように検討いただきたい。

2 AIPH 規則等（サステナビリティ関係）の要求事項と対応の方向性について

- 特になし

3 サステナビリティ戦略・実施計画の方向性について

- AIPH 要求事項を網羅的に記載することは重要であり、同時に本博覧会におけるマテリアリティの分析も重要である。一方で、記載にメリハリをつけながら、強いメッセージのようなものも出せると良い。博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマとしており、各取組は「人の幸せのため」に行き着くので、このテーマをもとに、人権の尊重といった観点等から、各取組に横串を通すことも重要である。また、人権の尊重を各取組に落とし込むにあたり、サプライチェーン等の行動をいかに具体化するかが重要である。
- 「資料3 サステナビリティ戦略・実施計画の方向性について」p.2の「1 はじめに」の「1.3 ビジョン&ミッション」等に、博覧会のテーマを踏まえたサステナビリティ戦略の目指す方向性を示す必要があるのではないか。方向性には、AIPH 規則等にも記載されているSDGsやジェンダー、透明性なども盛り込めると良い。
- p.4の実施計画の目次案では、「1 はじめに」のセクションに「1.5 ステークホルダー分析」を記載しているが、AIPH 要求事項では「2 組織とステークホルダーのマネジメント」のセクションになっており、「1 はじめに」に記載した背景を教えてください。ステークホルダー分析は、サステナビリティ戦略や実施計画の適用範囲を考える上で議論の土台となるもので、博覧会の開催により、誰にどのような影響を与えたいのかという点を明確にする必要がある。例えば、会場周辺の住民や横浜市民、神奈川県民等も博覧会の開催による影響を受ける可能性があるため、包括的な視点から博覧会の開催によるレガシー創出の方向性を考えることも重要である。

- p. 5「背景情報・環境分析」の項目では、ロシア・ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、世界的な物価上昇等の国際情勢が記載されているが、いずれもグローバル化による問題である。ある場所で発生した事象が様々な地域に波及するという構造をリスク管理の視点から考える必要がある。そのためには、BCP（事業継続計画）の視点を持ち、不測の事態が発生することを前提とした状況分析を実施するのが望ましい。例えば、リスク管理のために「新興感染症」の動向に注視していることを記載し、直近の感染症の事例として新型コロナウイルス感染症を位置付けることも一案である。
- p. 7にAIPHの掲げる目的は「公平性と包括性」と記載されているが、「公正と包摂性」という日本語訳が適切ではないか。
- p. 7で、AIPHは「サステナビリティ教育と意識向上」を目的の一つとして掲げており、博覧会としても積極的に取り組むべき内容であると考え。来場者に生物多様性の損失や気候変動等の危機感を持ってもらい、問題解決のための行動につながる取組を実施いただきたい。
- p. 9の「公式参加者（外国政府・国際機関）向けポータルサイトの開設」について、最近の国際会議では、スマホアプリを活用して会議の情報を発信している。博覧会でも来場者向けのスマホアプリを開発し、リアルタイムで情報提供をすることにより、利便性の向上や印刷コスト・エネルギーの削減等につなげることが考えられる。
- p. 11について、日本政府は2030年までに温室効果ガスの46%削減を目標に掲げており、博覧会では政府目標を踏まえる必要がある。また、Scope1とScope2でカーボンニュートラルの検討を進めるといふことだが、2027年時点では、Scope3の対策も必要ではないか。削減努力をしても排出される温室効果ガスをオフセットする場合には、Nature-based クレジットを利用することなどが必要ではないか。また、2027年時点では、SDGsの次の国際目標の策定が予想されるため、見劣りしない目標を設定する必要がある。
- 日本はジェンダーに関する取組が国際的に遅れており、ジェンダーも博覧会開催の一つのマテリアリティになりえる。SDGsには、生物圏だけでなく、人権やジェンダーに関する目標も設定されているため、各目標への貢献方法を検討するとともに、サステナビリティ戦略の「価値観」のセクションでも、ジェンダーの視点を取り入れるのはどうか。また、国連グローバルコンパクトと国連婦人開発基金（UN Women）が策定した「女性のエンパワーメント原則（WEPIs）」等の国際原則も状況分析に記載してはどうか。花や緑は女性を取り組みやすい分野の一つである。
- 生物多様性の損失を回避するための手段として、温室効果ガスの削減や持続可能な土地利用等の直接要因が注目されているが、その背景にある食生活や消費といった間接要因にも対処が必要である。会場での生物多様性の保全の取組だけでなく、調達コードの策定等により調達等を通じた生物多様性への影響の軽減も重要である。また、会場では、多くの農薬等の使用が想定されるため、水の使用量だけでなく、水質の保全等の取組も検討すべきではないか。
- 会期中の博覧会の運営におけるゼロウェイスト等の検討も重要である。来場者から見える部分であるプラスチック等の使い捨て容器の削減や、食品ロス対策等もしっかりと取り組んでいただきたい。
- サステナビリティレポートを策定するため、各取組のインパクトをどのように評価すべきか、という観点も考慮してKPIを設定し、モニタリングを実施する必要がある。

4 持続可能性に配慮した調達コードの方向性について

- 東京オリパラや大阪・関西万博の有識者委員として調達コードの策定等に協力したが、東京オリパラや大阪・関西万博の調達コードが本博覧会で遵守すべき基準となるのではないかと。過去の議論を前提に、博覧会の調達コードを策定していくことが望ましい。
- 東京オリパラでは、パーム油に関する調達基準を策定することにより、認証取得に取り組む企業が大幅に増え、レガシーとなった。博覧会でもレガシーを残すという観点から調達コードの策定をするのはどうか。
- 「資料4 持続可能性に配慮した調達コードの方向性について」p.2の「物品・サービス等」には、工事も含まれるという理解で良いか。
- p.6の一般調達基準の「人権」には、「国連グローバルコンパクト」だけではなく、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」も明記することが必要である。
- p.6の一般調達基準の「人権」について、経済産業省は、昨年度「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しており、本ガイドラインも参考にして人権関係の調達基準を検討するのはどうか。
- p.6の一般調達基準の「環境」の概要として、「国が策定する法令や方針等の水準を満たす物品・サービスを求める」と記載されているが、他の調達基準に合わせて、国内の法令だけではなく国外の法令にも準拠する、と記載すべきではないか。
- 調達コードの方向性は、調達が及ぼすマイナスの影響の是正を主目的にしていると思われるが、一方で、女性のエンパワーメントに資する基準を策定するなど、プラスの影響を社会にもたらすことも重要である。例えば、政府では、調達先の選定において、女性活躍を推進する企業に加点評価する等の取組をしている。また、国土交通省や東京都は、建設業界における女性の活躍を進めるため、女性が働きやすい現場の環境整備やそのためのモデル工事等の取組をしている。
- 2027年には、温室効果ガス排出量を定量的に開示することが当たり前の世界になっていることが予想されるため、調達における排出量の見える化なども調達コードに盛り込むのはどうか。
- 国際的なプラスチック条約の制定が議論されており、2024年に条約が成立し、国際的な目標が設定される可能性がある。また、化学物質汚染に関してIPCCのような組織を設立することも議論されている。調達コードの策定にあたっては、プラスチックや化学物質等の国際的な議論を踏まえる必要がある。
- 会場の管理にあたっては、農薬や肥料、薬剤等の調達が必要になるため、周辺の生態系への影響も加味して調達コードを策定する必要がある。

以上